

気づくのは あなたと地域の 心の目

平成24年度「児童虐待防止推進月間」標語



子どもたちを家族で、地域で、みんなで支え合う

児童虐待防止推進月間

岡こども支援課児童福祉係 166

児童虐待とは
親（または保護者）によって子どもに加えられた行為（不行為）で、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為（不行為）です。

早期発見・再発防止には地域の協力が必要

- ちょっとした「声かけ」「気づき」で、子どもを虐待から救えます。子どもからのサインを見落とさず、声をかけませんか。
- ・不自然な傷や打撲のあと
 - ・表情が乏しい
 - ・おどおどしている
 - ・親を避けようとする
 - ・着衣や髪の毛がいつも汚れている
 - ・落ち着きがなく乱暴になる
 - ・夜遅くまで一人で遊んでいる

子どもを守るためまず連絡を

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたり、次に該当するときには、すぐにこども支援課や川越児童相談所などに連絡（通告）してください。

虐待を受けているとき…家族の誰かに嫌なことを言われたり、嫌

なことをされたり、お腹がすいても食べるものがなかったり、叩かれたりして痛い思いをしている場合。

■子育てについて不安があるとき…自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、子どもがいなかったら、などと思い、自分を追いつめてしまっている場合。

※通告は子どもを守るためのものです。（児童虐待の防止等に関する法律）により）また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。

4つの児童虐待タイプ

①身体的虐待…なぐる、ける、投げ落とす、激しくゆさぶる、やけ

どを負わせる、溺れさせるなど。

②ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、医療機関に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

③心理的虐待…言葉によるおどかし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で配偶者やそのほかの家族などに対し暴力をふるうなど。

④性的虐待…子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること。

子どもを虐待から守る5か条

①しつけのつもりは言い訳（子どもの立場で判断）

- ②おかしいと感じたら迷わず連絡（通告）
- ③虐待はあなたの周りでも起こりうる。（特別なことではない）
- ④ひとりで抱え込まない。（あなたにできることから即実行）
- ⑤親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）

町はあなたの味方です

「あなた」も子どもを虐待から守るために協力してください。

※町では、福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関で構成される「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」を設置し、虐待を受けた子どもに限らず、支援が必要な家庭と子どもを応援しています。



オレンジリボン

オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。希望される人は、こども支援課で配布しています。

子どもの権利条約

18歳未満の子ども、生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

▶子どもの権利条約の4つの柱

- ①生きる権利…子どもたちは健康に生まれ、健やかに成長する権利を持っています。
- ②守られる権利…子どもたちはあらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。
- ③育つ権利…子どもたちは教育を受ける権利を持っています。休んだり遊んだり、様々な情報を得、自分の考えが守られることも、自分らしく成長するために重要です。
- ④参加する権利…子どもたちは、自由に意見を表したり、集まってグループを作り活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

▶2つの選択議定書

選択議定書子どもの権利条約に関する2つの議定書、「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する選択議定書」。これは、ある条約に新たな内容を追加や補強する際に作られ、条約と同じ効力を持ちます。

■相談窓口のご案内

相談機関	受付時間・電話番号
こども何でも相談（こども支援課）	月～金 8:30～17:00（祝日除く）☎258-0055（直通）
育児相談（保健センター）	月～金 8:30～17:00（祝日除く）☎258-1236
子育て相談（子育て支援センター）	月～金 随時受付☎258-5106
教育相談（教育委員会）	月～金 9:30～16:30（祝日除く）☎274-1023
川越児童相談所	月～金 8:30～18:15（祝日除く）☎223-4152 全国共通ダイヤル☎0570-064-000
休日夜間児童虐待通報ダイヤル	☎048-779-1154

虐待を受けている子どもを見つけた場合や虐待を受けている、子育てに不安があるなどの悩みがある人の相談を町や県で受け付けています。ひとりで悩まずに、まずは相談窓口にご連絡、相談ください。



【講師】
長谷川博一氏（東海学院大学教授）

講演会『子どもを守り、親をも癒す』開催

子どもを守る地域ネットワーク協議会では、児童虐待防止推進月間にあたり、一般住民と協議会関係機関を対象とした講演会を開催します。

【日時】11月20日（火）15:00～16:30 【場所】役場3階会議室

【テーマ】「子どもを守り、親をも癒す」～児童虐待、家庭内暴力、不登校、非行など～

【申込み】こども支援課児童福祉係に事前連絡してください。ただし、当日定員に満たない場合は事前予約がなくても参加できます。

岡こども支援課児童福祉係 166